平成２２年（フ）第５４３号
鹿児島県鹿児島市東郡元町８番10号サーパス鴨池通り209号
債務者　重田絵里香
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５６０号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目33番地７
債務者　福島　敏子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６１９号
鹿児島県鹿児島市春日町５番25号頴川幸治方
債務者　豊川百合子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６２０号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目23番地１市営住宅1552号
債務者　黒木　夕佳
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６３号
北海道日高郡新ひだか町静内田原137番地の５
債務者　山中　文也
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
北海道日高郡新ひだか町静内駒場６番22号
債務者　塚尾　節子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
北海道日高郡新ひだか町静内こうせい町３丁目５番10号
債務者　中納　由香（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
北海道小樽市天神１丁目15番1305号　朝日プラザサウスヒルズ小樽、前住所埼玉県大宮市日進町２丁目1367番地　北海製缶社宅325号
債務者　遠山　眞弓
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第９６号
長野県松本市大字里山辺3848番地　レスポワールラフィネ303号
債務者　松岡　義道
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２３４号
長野県塩尻市大門五番町10番23号２Ｆ、前住所長野県塩尻市大門幸町１番18号　中島コーポ４Ａ
債務者　郷戸美保子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２４０号
長野県安曇野市穂高6113番地８
債務者　名和　　宏
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２６４号
長野県松本市大字芳川村井町210番地２
債務者　有賀　英臣
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第９５号
岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣1794番地　ファインコール105号
債務者　三ツ谷智之
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１３８０号
京都府木津川市相楽城西57番地２
債務者　田中　健二
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９７号
京都府城陽市枇杷庄出羽１－１　パークテラス関120号、住民票上の住所京都市南区久世中久世町１丁目132番地
債務者　中村　雅俊
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３０号
京都市中京区壬生西土居ノ内町24番地　弥生ハウス102号
債務者　納藤　勇次
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５７号
京都市西京区大枝沓掛町９番地３　藤和ライブタウン洛西313号
債務者　西岡美也子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係